

基山町農業委員会会議録

令和2年9月1日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者14名 欠席者0名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	平 野 守	出席	8	酒 井 敏 幸	出席
2	寺 崎 和 美	出席	9	村 山 孔 治	出席
3	大 村 和 則	出席	10	天 本 三 雄	出席
4	内 山 哲 夫	出席	11	水 田 久 男	出席
5	木 原 秀 樹	出席	園部	松 野 孝 敏	出席
6	坂 口 謙 二	出席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	大 久 保 利 治	出席	長野・小倉	重 松 謙 司	出席

本会の書記 大石正芳

審 議 事 項

第23号議案	農地法第3条の規定による許可申請	2件
第24号議案	農地法第5条の規定による許可申請	1件
第25号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	2件
報告第14号	農地法第18条の規定による申出受理報告	2件
その他	令和2年度秋期農作業標準賃金について	

審議開始 9時00分

審議終了 10時10分

令和2年9月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和2年第9回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、1番委員と2番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。第23号議案農地法第3条の規定による許可申請があったので、許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 第23号議案1番 朗読

この件につきましては、譲受人の経営規模拡大のために、所有権移転を申請するものです。移転後も畑として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係について、譲受人の農地保全及び、農作業従事者の状況についても問題ないことから、取得後の農地を効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しますので、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係について、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が3,331㎡となり、下限面積である3反要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は畑として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、4区才の上集落の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

事務局

先月の農業委員会で農業経営基盤強化促進法の規定により利用権を設定されていましたが、今回売買されます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第23号議案1番について許可したいと思いますのですが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第23号議案1番は、全員一致で許可します。

次に、第23号議案2番による許可申請があったので許可を求めます。事務局より説明をお願いします。

事務局 第23号議案2番 朗読

この件につきましては、譲受人の経営規模拡大のために、所有権移転を申請するものです。移転後も田と畑として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係について、譲受人の農地保全及び、農作業従事者の状況についても問題ないことから、取得後の農地を効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しますので、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係について、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が7,758㎡となり、下限面積である3反要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は田と畑として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、2区柿の原周辺の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

売買される圃場の周辺に譲受人の圃場もあり管理もよく、農業用機械も保持され問題ないと思われます。

3番委員

農業規模を拡大されます。問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第23号議案2番について許可したいと思いますと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第23号議案2番は、全員一致で許可します。

次に、第24号議案による許可申請があったので認定を求めます。事務局より説明をお願いします。

事務局 第24号議案朗読

この件につきましては、製造販売店の駐車場の拡張が必要となり隣接する農地を転用するものです。転用する農地の面積は463㎡です。

隣接する農地の所有者からの同意書も添付され営農に支障を及ぼすことはないと考えます。

また、排水同意書も取られています。その他の候補地について検討されましたが、申請地は北側を道路に接しており、造成もほとんど発生しないので近隣の農業に及ぼす影響も軽微であると判断されて、この土地を選定されています。

今回の申請地の農地区分要件は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地区分要件「第2の1の(1)のカの(ア)」に該当し、許可区分については周辺の他の土地に立地することが困難であることから、許可基準「第2の1の(1)のカの(イ)」に該当すると考えております。

申請地は、2区麦尾集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

11番委員

製造販売店の駐車場が手狭になりましたので隣接する農地を転用されます。周辺農地に営農の支障は及ぼすことはないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第24号議案1番について認定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第24号議案は、全員一致で決定します。

次に、第25号議案農業経営基盤強化促進法の規定による申出がありましたので計画の決定を求めます。事務局より説明をお願いします。

事務局 第25号議案1番 朗読

この件につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、6区菖蒲坂ため池の西側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

8番委員

イノシシの対策も考えておられますので、問題ないと思われま

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第25号議案1番について計画を決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第25号議案1番は、全員一致で決定します。

次に、第25号議2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 第25号議案2番朗読

この件につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、6区池の坂ため池の北側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

7番委員

養蜂をされます。管理もきちんとされ問題ないと思われま

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第25号議案2番について計

画を決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第25号議案2番については、全員一致で決定します。

次に、報告第14号農地法第18条の規定による合意解約の届出がありましたので受理したことを報告します。事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第14号1番説明

この件につきましては、令和2年8月24日付けで受理通知書を送付しております。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので、報告第14号1番を終わります。次に、報告第14号2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第14号2番説明

この件につきましては、令和2年8月24日付けで受理通知書を送付しております。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので、報告第14号2番を終わります。

次に、その他令和2年度秋期農作業賃金標準賃金について事務局から説明をお願いします。

事務局

この件につきましては、毎年春と秋の2回、農作業標準賃金を算定し、農業委員会の承認をいただいた後、参考価格として公表しております。額については、油類の価格及び近代化資金貸付利率の変動に伴って上下しますが、今回は前回とほぼ同額となっております。

委員会で承認をいただきましたら、9月15日の広報に掲載したいと思えます。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

3 番委員

糺摺り代がありませんが、糺摺り代はいくらになりますか。

事務局

検討して、後日お知らせします。

議 長

意見がないようですので、その他について、承認される方の挙手を求めます。

全員挙手

議 長

その他については、全員一致で決定します。

以上、本日の議題等が終了しましたが、全体を通して何かご意見はございませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和2年9月1日

署名人

議 長

委 員

委 員